

2022年11月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷 2 丁目22番 3 号渋谷東口ビル 6 F

株式会社Branding Engineer

代表取締役CEO 河端 保志

## 第 9 回 定時株主総会開催の招集ご通知

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月25日（金曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染が収束していない状況に鑑み、感染拡大の防止と株主様の感染リスク回避の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を、お控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. **開催日時** 2022年11月28日（月曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. **開催場所** 東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル 1 F  
TKP ガーデンシティ渋谷 ホールB  
※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の  
うえ、お間違いのないようご注意ください。
3. **目的事項**

#### （報告事項）

1. 第9期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件

#### （決議事項）

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 電子提供措置をとる旨の規定の新設
- (2) 取締役会が配当を決定することができる旨の定款の定めの変更
- (3) 商号変更
- (4) 目的変更

- 第3号議案** 取締役4名選任の件  
**第4号議案** 監査役の報酬額改定の件  
**第5号議案** 当社と子会社2社との合併契約の承認の件  
**第6号議案** 吸収分割契約の承認の件  
**第7号議案** 新設分割計画の承認の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本年は株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が、生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://b-engineer.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎法令及び定款15条の規定に基づき、事業報告の一部、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」等につきましては、上記の当社ウェブサイトに掲載されておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集のご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へのご対応のお願い]

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクのご持参及び着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染拡大防止のために必要な対応（受付での株主様への検温及びアルコール消毒の実施、発熱や咳等の症状を有する株主様に対するご入場お断り、役員及び運営スタッフのマスク着用、飲料水等の配布中止、株主様の間隔を確保するための座席数の大幅削減及びそれに伴う入場者数の制限、株主総会の開催時間の短縮の観点から議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明の簡略化または省略等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://b-engineer.co.jp/>) にてお知らせいたします。

(添付書類)

## 事業報告

自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策の効果や経済活動の段階的な再開により景気回復の兆しが見えつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格や物価の高騰の懸念等、景気の先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、国内の人材市場については緩やかな回復が続いており、厚生労働省調査による2022年8月の有効求人倍率が前年同月比で0.18ポイント上昇し、1.32倍となりました。

当社の事業領域と関連の高いIT市場におきましては、デジタルトランスフォーメーションへの投資案件も増加基調は続いており、ITエンジニアに対する企業の採用意欲は依然として高い水準にあることから、デジタルシフトを進める企業にITエンジニアを提供する当社の役割は、より重要なものになると認識しております。

このような事業環境下におきまして、当社は企業のデジタル化を推進すべく、企業に対しITエンジニアリソースの提供を行うとともに、ITエンジニアの独立支援を行うMidworks事業の拡大に注力いたしました。

当連結会計年度におきましては、Midworks事業を中心に積極的な広告宣伝費の投資を行いました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,870,414千円（前期比60.4%増）、営業利益195,509千円（前期比52.9%増）、経常利益200,148千円（前期比51.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は134,689千円（前期比77.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

当社グループの報告セグメントは「Midworks事業」「メディア事業」「tech boost事業」「FCS事業」の4区分としておりましたが、事業の共通性を軸に事業セグメントの集約を見直し、経営管理を一層強化することで収益の最大化を図るため、当連結会計年度の期首より、「エンジニアプラットフォームサービス」「マーケティングプラットフォームサービス」の2区分に変更しております。

なお、以下の前期との比較については、変更後のセグメント区分に組み替えた

数値で比較しております。

### (1) エンジニアプラットフォームサービス

エンジニアプラットフォームサービスは、企業とフリーランスエンジニアをマッチングするMidworks事業、ITエンジニア特化型転職支援サービスであるTechStars事業、個人・法人双方に対してプログラミング教育を提供するtechboost事業、システムの受託開発やエンジニア組織のコンサルティングを行っているFCS事業、また、第3四半期連結会計期間より連結子会社である、TSRソリューションズ株式会社におけるエンジニアマッチングサービスで構成されています。

主に、Midworks事業においては、前期に引き続き新規取引先の獲得に注力するとともに、サービス登録エンジニア数を増加させるための施策としてWEB広告への投資を積極的に行いました。また内製化したシステムを用いて、エンジニアにはスキルに適した案件を紹介し、企業に対しては適切なスキルを保有したエンジニアリソースの提供を行うなど、稼働エンジニア数及び取引企業数の増加に努めました。

この結果、本報告セグメントの売上高は6,069,766千円（前期比56.9%増）、セグメント利益は698,073千円（前期比42.2%増）となりました。

### (2) マーケティングプラットフォームサービス

マーケティングプラットフォームサービスは、自社メディアの運営及びWEBメディアコンサルティングサービスである「SAKAKU」で構成されております。

当連結会計年度においては、WEBマーケティング全般のコンサルティングへとサービスの拡充を行った結果、受注が堅調に伸びました。

この結果、本報告セグメントの売上高は779,610千円（前期比88.3%増）、セグメント利益は160,731千円（前期比54.5%増）となりました。

### (3) その他事業

その他事業は、2021年4月に訪問介護事業を2021年5月に投資用不動産販売事業を開始しております。

当連結会計年度においては、事業の地固めのための先行投資や人員の配置を実施いたしました。

この結果、本報告セグメントの売上高は21,037千円（前期は売上高1,181千円）、セグメント損失は31,770千円（前期はセグメント損失18,340千円）となりました。

## 2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

## 4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年2月25日付でTSRソリューションズ株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化いたしました。

## 5) 対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

### (1) 事業課題

エンジニアプラットフォームサービスは、主な事業であるMidworks事業において、エンジニア獲得が重要なキーフaktorであります。

IT市場は今後も継続して成長する見込みであり、企業の投資ニーズも増加傾向にあると予測されることからITエンジニアの確保においては競合他社との競争は激しくなると考えております。

このような環境下で、ITエンジニアの労働環境の変化に適切に対応できない場合や、競合他社がITエンジニアの確保において当社より有効的なサービス提供をすることなどにより、当社が外部協力企業を含むITエンジニアを十分に確保できない事態とならないよう、フリーランスエンジニア向けに充実した福利厚生サービスを提供するほか、エンジニア獲得のための広告投資を実行するとともに、自社のエンジニアデータベースの活用による効率的なエンジニア獲得を行ってまいります。また、属人性を排除し、組織として統一したクオリティを提供することのできる体制作りを行うために、社内のマッチングシステムによる業務効率化を行うとともに、一人当たりの生産性を高めることも行ってまいります。

マーケティングプラットフォームサービスは自社メディアの運営や、WEBマーケティングコンサルサービスを提供しております。WEB広告市場はTV広告等と比較し参入障壁が低いものとなっております。そのため、当社グループの提供するサービスと競合する企業の出現等により、競争環境が激化する可能性があります。これに対応するため、当期よりWEBメディア運営のコンサルティングサービスの提供だけでなく、企業が必要とするWEBマーケティング全般のコンサルティングにサービスを拡充することで、売上及び利益の向上を図ってまいります。

## (2) 人材の確保と育成

当社グループは、既存事業の拡大に伴い全体の従業員の増加が見込まれるため、組織の効果的な形成や人材の有用な配置により業績拡大することが不可欠と考えます。そのような背景から、事業の成長に合わせて適材適所に人員を配置できるよう人材を確保するとともに、各セクションに配置される管理者については拡大した組織を統率できるように、マネジメントスキルの向上を目的として育成を行っていく必要があると認識しております。

## (3) 新規事業への投資について

当社グループでは、新事業開発を積極的に行っておりますが、安定収益を生み出すまでに一定の投資が必要であり、利益率を低下させる可能性があります。

また新規事業が計画通りに推移せず、投資回収が十分にできない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

その対応策として、新規事業については市場動向を十分に観察・分析し、事業計画等を慎重に検討した上で実行判断をするほか、既存事業の収益とのバランスを勘案しながら、許容できるリスクについて判断してまいります。

## (4) M&A（企業買収等）による事業拡大について

当社グループは、事業拡大を加速する有効な手段の一つとして、戦略的なM&Aを進めてまいります。M&Aにあたっては、対象企業の事業内容や財務内容、契約関係について詳細なデューデリジェンスを行ったのち、取締役会にて決議しております。

しかしながら、デューデリジェンスで把握できなかった偶発債務や未認識債務等が存在した場合や、M&A後の事業の統合または事業の展開等が計画通りに進まない場合には、のれんの減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

その対応策として、M&Aについては、社内だけでなく外部機関によるデューデリジェンスを行ったうえで、取締役会にて検討の上、実行判断をすることでリスクの低減を図ってまいります。

また、既存事業の収益や、借入金のバランスを勘案しながら許容できるリスクについて、判断してまいります。

## 6) 財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第6期 2019年8月期	第7期 2020年8月期	第8期 2021年8月期	第9期 2022年8月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	4,283,146	6,870,414
経 常 利 益 (千円)	—	—	131,809	200,148
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	75,809	134,689
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	3.66	6.46
総 資 産 (千円)	—	—	1,324,556	2,511,379
純 資 産 (千円)	—	—	581,724	736,916
1株当たり純資産 (円)	—	—	27.86	34.99

- (注) 1. 2021年12月8日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。また、2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第8期(2021年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第8期(2021年8月期)より連結計算書類を作成しているため、第7期(2020年8月期)以前については記載しておりません。

### (2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第6期 2019年8月期	第7期 2020年8月期	第8期 2021年8月期	第9期 2022年8月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	2,819,764	3,110,686	4,266,552	6,574,425
経 常 利 益 (千円)	143,242	116,723	161,484	223,749
当 期 純 利 益 (千円)	109,822	80,331	104,819	145,017
1株当たり当期純利益 (円)	5.63	4.08	5.06	6.96
総 資 産 (千円)	287,844	503,416	1,358,055	2,306,278
純 資 産 (千円)	898,559	1,137,778	610,734	776,254
1株当たり純資産 (円)	14.61	24.18	29.26	36.86

- (注) 1. 2020年3月6日付で普通株式1株につき40株の割合をもって株式分割を行っております。また、2021年12月8日付で普通株式1株につき2株の割合、2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第6期(2019年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## 7) 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TSRソリューションズ株式会社	10,000 千円	100 %	エンジニアマッチング事業

(注) 当社は、2022年2月25日付でTSRソリューションズ株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。

## 8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
エンジニアプラットフォームサービス	エンジニアマッチング事業、プログラミングスクール、受託開発、コンサルティングサービス、ITエンジニア特化型転職支援サービス
マーケティングプラットフォームサービス	自社メディア運営、情報発信メディアの運営受託、WEBマーケティングコンサル
その他	訪問介護事業、投資用不動産販売事業

## 9) 主要な営業所及び従業員の状況

### (1) 営業所 (2022年8月31日現在)

名称	所在地
本社オフィス	東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル 6F
渋谷サテライトオフィス	東京都渋谷区渋谷 2-14-18 あいおいニッセイ同和損保 渋谷ビル 4階
大阪オフィス	大阪府大阪市北区梅田 2丁目 4番13号 阪神産経桜橋ビル504号室
宮崎オフィス	宮崎県宮崎市橘通東 3-6-34 クロノビル 1階

### (2) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

#### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
168 (35) 名	5名増

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時従業員（アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。）の年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

#### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156 (32) 名	4名減	29.0歳	2.3年

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時従業員（アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。）の年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。



## 10) 主要な借入先及び借入額（2022年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	639,645千円
株式会社りそな銀行	77,500千円
株式会社きらぼし銀行	9,134千円
株式会社八十二銀行	8,953千円
株式会社横浜銀行	8,500千円
株式会社日本政策金融公庫	48,130千円
株式会社三井住友銀行	16,579千円
株式会社商工組合中央金庫	10,880千円
合 計	819,321千円

## 11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (1) 持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結について

当社グループは、更なる成長並びに飛躍のため、新規事業の開発やグループ戦略機能を担う持株会社と、戦略を実行する事業会社を分離することで、グループ経営の機動性・柔軟性を高め、迅速な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと考えております。

こうした観点から、当社グループは2023年6月1日（予定）をもって持株会社体制に移行することといたしました。

具体的には、当社が上場を継続したまま持株会社（分割期日をもって株式会社TWOSTONE& Sonsに商号変更予定）となり、吸収分割により2022年9月20日に設立した100%子会社の株式会社ブランディングエンジニアにエンジニアプラットフォームサービスを承継させます。マーケティングプラットフォームサービスに関しましては別途子会社を設立してマーケティングプラットフォームサービスを強化し、収益の増大を目指すこととする予定でおります。

会社分割の詳細につきましては、今回の株主総会議案として参考書類、第6号議案「吸収分割契約の承認の件」、第7号議案「新設分割計画の承認の件」のとおりでありますのでご参照ください。

### (2) 子会社の設立について

当社は、2022年9月1日付で当社におけるMidworks事業と差別化を図り、顧客ニーズにあったサービスを展開するため株式会社Yellowstone Consulting（当社の出資比率100%）を設立しました。

### (3) 株式の取得について

当社は、2022年8月31日開催の取締役会において、株式会社DePropの株式を取得することを決議し、2022年9月14日付で、同社の全株式を取得しました。これにより株式会社DePropと当社双方のITエンジニアを双方の顧客に紹介することのできるクロスセルの実現を見込んでおります。

なお、当該株式取得に伴い、2023年8月期より株式会社DePropは当社の連結子会社となります。

## 2. 会社役員に関する事項

### 1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	河端 保志	TSRソリューションズ株式会社 取締役
代表取締役COO	高原 克弥	TSRソリューションズ株式会社 取締役 マーケティングプラットフォーム事業本部長
取締役	長尾 卓	プロコミットパートナーズ法律事務所 代表
常勤監査役	中村 哲	—
監査役	浅利 圭佑	浅利公認会計士事務所 代表 ネクスパート・アドバイザー(株) 代表取締役 税理士法人NEXPERT 代表 (株)NEXPERT Consulting 代表取締役 (株)CFO-Partners 取締役 エキサイトホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) エキサイト(株) 社外監査役
監査役	沼田 雅之	法政大学法学部法律学科 教授 千葉県労働委員会 公益委員 神奈川県外国人労働相談専門相談員 国土交通省関東地方交通審議会船員部会 公益委員 厚生労働省神奈川労働局 紛争調整委員会委員

- (注) 1. 取締役 長尾卓氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 中村哲氏、浅利圭佑氏及び沼田雅之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 浅利圭佑氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 長尾卓氏、監査役 中村哲氏、浅利圭佑氏及び沼田雅之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 金沢大輝氏、谷邊紘史氏は、2021年11月29日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

### 2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者である役員等がその職務の執行に起因して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることで生じる損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。)を当該保険契約により填補することとしております。

### 5) 取締役及び監査役の報酬等の額

#### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、役員個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

##### (基本方針)

当社役員報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、取締役の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。

#### (2) 取締役及び監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2018年11月29日開催の定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分給与を除き年額150百万円以内、監査役報酬等の額については2018年11月29日開催の定時株主総会において、年額10百万円以内にご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役が4名、監査役が3名であります。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、基本報酬の額及びその算定の方法に関し、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し取締役会にて協議のうえ、時期及び条件を含め、代表取締役CEO 河端保志に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	29,976 (2,400)	29,976 (2,400)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	—	—	3 (3)

(注) 1. 当事業年度末における取締役は3名、監査役は3名であります。

2. 上記の取締役の支給員数及び報酬等の総額には2021年11月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

#### 6) 社外役員に関する事項

##### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ① 社外取締役の長尾卓氏は、プロコミットパートナーズ法律事務所の代表であります。この兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 社外監査役の中村哲氏は、他の法人等の兼務先はございません。
- ③ 社外監査役の浅利圭佑氏は、浅利公認会計士事務所及び税理士法人NEXPERTの代表、ネクスパート・アドバイザー株式会社及び株式会社NEXPERT Consultingの代表取締役、株式会社CF0-Partnersの取締役、エキサイトホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、エキサイト株式会社の社外監査役であります。これらの兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ④ 社外監査役の沼田雅之氏は、法政大学法学部法律学科の教授、千葉県労働委員会の公益委員、神奈川県外国人労働相談専門相談員、国土交通省関東地方交通審議会船員部会の公益委員、厚生労働省神奈川県労働局の紛争調整委員会委員であります。これらの兼務先と当社との間には特別な関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

## 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長尾 卓	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役	中村 哲	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、事業会社において長年にわたり経営企画、内部統制、コンプライアンス等の多様な業務を担当しており、その見地から取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	浅利 圭佑	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、公認会計士として専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	沼田 雅之	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、大学教授として専門見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。

## 連結貸借対照表

2022年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	1,947,363	流 動 負 債	1,127,598
現金及び預金	874,711	買 掛 金	517,039
売 掛 金	1,013,652	1年内返済予定の長期借入金	172,457
そ の 他	63,061	未 払 金	221,669
貸 倒 引 当 金	△4,062	未 払 法 人 税 等	66,790
固 定 資 産	561,693	そ の 他	149,642
有 形 固 定 資 産	62,705	固 定 負 債	646,864
建 物	52,388	長 期 借 入 金	646,864
そ の 他	10,316	負 債 合 計	1,774,462
無 形 固 定 資 産	340,580	( 純 資 産 の 部 )	
の れ ん	287,487	株 主 資 本	732,563
そ の 他	53,092	資 本 金	139,589
投 資 そ の 他 の 資 産	158,408	資 本 剰 余 金	139,489
投 資 有 価 証 券	76,888	利 益 剰 余 金	453,554
そ の 他	96,284	自 己 株 式	△69
貸 倒 引 当 金	△14,764	新 株 予 約 権	4,352
繰 延 資 産	2,321	純 資 産 合 計	736,916
資 産 合 計	2,511,379	負 債 純 資 産 合 計	2,511,379

## 連結損益計算書

自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,870,414
売 上 原 価		4,796,202
売 上 総 利 益		2,074,212
販売費及び一般管理費		1,878,702
営 業 利 益		195,509
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	2,737	
受 取 手 数 料	1,647	
敷 金 償 却 戻 入 益	6,386	
そ の 他	1,653	12,424
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,184	
株 式 交 付 費 償 却	2,532	
そ の 他	1,068	7,785
経 常 利 益		200,148
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	2,900	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,369	23,269
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,999	9,999
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		213,417
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	84,990	
法 人 税 等 調 整 額	△6,262	78,727
当 期 純 利 益		134,689
親会社株主に帰属する当期純利益		134,689

## 貸借対照表

2022年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,642,359</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,071,726</b>
現金及び預金	609,798	買掛金	515,161
売掛金	955,375	1年内返済予定の長期借入金	172,457
製品	19,358	未払金	217,889
貯蔵品	446	未払費用	2,539
前渡金	391	未払法人税等	57,164
前払費用	40,041	前受金	45,288
その他	54,759	預り金	24,529
貸倒引当金	△37,812	その他	36,695
<b>固 定 資 産</b>	<b>661,597</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>458,298</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>55,991</b>	長期借入金	458,298
建物	66,657	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,530,024</b>
工具、器具及び備品	21,478	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
減価償却累計額	△32,143	<b>株 主 資 本</b>	<b>771,901</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>53,092</b>	資本金	139,589
ソフトウェア	6,012	資本剰余金	139,489
その他	47,080	資本準備金	139,489
<b>投資その他の資産</b>	<b>552,514</b>	利益剰余金	492,892
関係会社株式	395,388	その他利益剰余金	492,892
投資有価証券	76,888	繰越利益剰余金	492,892
繰延税金資産	18,878	<b>自 己 株 式</b>	<b>△69</b>
その他	76,123	新株予約権	4,352
貸倒引当金	△14,764		
<b>繰 延 資 産</b>	<b>2,321</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>776,254</b>
株式交付費	2,321	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,306,278</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,306,278</b>		



## 損 益 計 算 書

自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,574,425
売 上 原 価		4,633,331
売 上 総 利 益		1,941,094
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,733,303
営 業 利 益		207,790
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	2,737	
経 営 指 導 料	10,050	
敷 金 償 却 戻 入 益	6,386	
そ の 他	3,535	22,709
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,629	
株 式 交 付 費 償 却	2,532	
そ の 他	588	6,750
経 常 利 益		223,749
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,369	20,369
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,999	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19,999	29,999
税 引 前 当 期 純 利 益		214,118
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,363	
法 人 税 等 調 整 額	△6,262	69,100
当 期 純 利 益		145,017

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

株式会社Branding Engineer  
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 真一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 健一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Branding Engineerの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Branding Engineer及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

株式会社Branding Engineer  
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 真一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加藤 健一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Branding Engineerの2021年9月1日から2022年8月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2.

## 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月27日

株式会社Branding Engineer

監査役 中村 哲

監査役 沼田 雅之

監査役 浅利 圭佑

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の向上により、株主の皆様へ利益配分を実施していくことを会社の重要な経営課題の一つとして認識しております。

剰余金の配当につきましては、当社の事業計画に必要な資金需要、業績、キャッシュ・フローのバランスを総合的に勘案し、財務基盤の健全性、経営の自由度を確保しながら、株主の皆様への利益還元に努めるとともに、中長期的に配当性向を向上させていくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきます。

#### 期末配当に関する事項

##### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

##### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は20,938,708円となります。

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年11月29日といたしたいと存じます。

(注) 当社は2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当金額は当該株式分割前の株式数を基準としております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 電子提供措置をとる旨の規定の新設

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるとともに、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

#### (2) 取締役会が配当を決定することができる旨の定款の定めの変更

資本政策及び配当政策の機動的な遂行のため、剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう第45条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)の削除を行い、変更案第46条として期末・中間の基準日と併せて別途基準日を定めて剰余金の配当ができる旨を定めるとともに、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第47条を削除するものであります。

#### (3) 商号変更

当社は、現在予定している持株会社体制への移行に伴い、株式会社TWOSTONE & Sons(英文:TWOSTONE & Sons Inc.)に商号を変更を行うものであります。なお、本定款変更は、持株会社化への議案が原案どおり承認可決されること、吸収分割及び新設分割の効力が発生することを条件とし効力発生日である2023年6月1日をもって効力が生じるものといたします。

#### (4) 目的変更

当社は、現在予定している持株会社体制への移行に伴い、現行定款第2条(目的)の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社<u>Branding Engineer</u>と称し、英文では<u>Branding Engineer CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～17. (条文省略)</p> <p><u>18. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p><u>19. 前各号に附帯または関連する一切の事業</u></p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社<u>TWOSTONE&amp;Sons</u>と称し、英文では<u>TWOSTONE&amp;Sons Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)<u>その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。</u></p> <p>1. ～17. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>18. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>② <u>当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>以下、条数繰り上げ</p> <p>第8条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第48条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>以下、条数繰り上げ</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>① 第1条および第2条の変更は、2022年10月28日付吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生および2022年10月28日付新設分割契約に基づく新設分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとする。</p> <p>② 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、第1項については効力発生日の経過により自動的に削除され、第2項乃至本項については2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため社外取締役を増員し、4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	かわばた やすゆき 河端保志 (1989年7月25日生)	2013年10月	当社設立 代表取締役CEO 就任 (現任)	3,205,760株
		2022年2月	TSRソリューションズ株式会社 取締役 (現任)	
2	たかはら かつや 高原克弥 (1991年7月15日生)	2013年10月	当社設立 代表取締役COO 就任 (現任)	3,196,560株
		2022年2月	TSRソリューションズ株式会社 取締役 (現任)	
3	ながお たかし 長尾卓 (1983年4月9日生)	2008年11月	司法研修所 入所	5,200株
		2009年11月	司法研修所 退所	
		2009年12月	AZX総合法律事務所 入所	
		2018年6月	プロコミットパートナーズ法律事務所 代表 (現任)	
		2018年8月	当社取締役就任 (現任)	
4	<b>新任</b> おくだ ひろみ 奥田浩美 (1964年7月8日生)	2001年2月	株式会社ウイズグループ設立 代表取締役就任 (現任)	一株
		2013年8月	株式会社たからのやま設立 代表 取締役社長就任 (2018年8月退任)	
		2020年8月	一般社団法人ヘルス・アンド・ウェルビーイング・アライアンス 代表理事就任 (現任)	
		2020年8月	一般財団法人日本女性財団 評議員 就任 (現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長尾卓氏、奥田浩美氏は社外取締役候補者であります。
3. 長尾卓氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年4ヵ月であります。
4. 長尾卓氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、当社の経営全般に助言又は提言いただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も、これまでと同様に責任ある経営基盤を確立するため、ガバナンスへの貢献を期待しております。
5. 奥田浩美氏の戸籍上の氏名は、河崎浩美であります。
6. 奥田浩美氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知識を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。

7. 当社は、長尾卓氏を株式会社東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、届出を継続する予定です。また、奥田浩美氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、取締役役に就任した場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、長尾卓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であり、奥田浩美氏においては、新規に同一内容の契約を締結する予定です。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を当該保険契約により填補することとしております。また、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2018年11月29日開催の定時株主総会において、年額10百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額12百万円以内と変更させていただきたいと存じます。なお、現在の監査役の員数は3名であります。

#### 第5号議案 当社と子会社2社との合併契約の承認の件

当社は、2022年10月28日開催の取締役会において、2023年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社X Investors及び株式会社Care Technologyを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を実施することを内容とする吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）の締結を決議しました。

##### 1. 合併を行う理由

当社の完全子会社である株式会社X Investorsは不動産販売事業、株式会社Care Technologyは訪問介護事業を展開してきました。本吸収合併により、経営資源の集約による経営の効率化と非効率な固定費の削減によりスリムな経営を目指し、かつ事業経営のスピードアップを図ることにより、より一層のサービスの向上を目的として、同社を吸収合併することとしました。

本吸収合併に伴い、当社において合併差損が生じることが見込まれるため、本株主総会において本合併契約のご承認をお願いするものであります。

##### 2. 合併契約の内容の概要

当社、株式会社X Investors及び株式会社Care Technologyが契約した合併契約の内容は次のとおりであります。

## 吸収合併契約書

株式会社Branding Engineer（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F、以下「甲」という。）、株式会社Care Technology（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F、以下「乙」という。）及び株式会社X Investors（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F、以下「丙」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本件合併」という。）を締結する。

（存続会社と解散会社）

第1条 甲は乙及び丙を合併して存続し、乙及び丙は解散するものとする。

（商号及び住所）

第2条 本件合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

吸収合併存続会社（甲） 商号：株式会社Branding Engineer

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F

吸収合併消滅会社（乙） 商号：株式会社Care Technology

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F

吸収合併消滅会社（丙） 商号：株式会社X Investors

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F

（新株の割当）

第3条 甲は、本件合併に際して、乙及び丙の株主に対し何らの対価も交付しない。

（資本金及び準備金の額）

第4条 本件合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（効力発生日）

第5条 本件合併が効力を発生する日は令和5年1月1日（以下「効力発生日」という。）とする。ただし、その日までに本件合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙丙協議の上、これを変更することができる。

2 本契約は、本件合併の効力発生日の前日までに、本件合併について甲の株主総会の決議による承認が得られない場合にはその効力を失う。

（引き継ぎ）

第6条 乙及び丙は、その作成による令和4年8月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐものとする。

2 乙及び丙は、令和4年9月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。



(善管注意義務)

第7条 甲、乙及び丙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙丙協議の上、これを行うものとする。

(解散費用)

第8条 乙及び丙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲、乙及び丙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙丙協議の上、本件合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙及び丙は各1通を保有するものとする。

令和4年10月28日

東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F

(甲) 株式会社Branding Engineer

代表取締役 河端 保志

代表取締役 高原 克弥

東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F

(乙) 株式会社Care Technology

代表取締役 山田 祐介

東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F

(丙) 株式会社X Investors

代表取締役 高原 克弥

### 3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

#### (1) 合併対価の相当性に関する事項

株式会社X Investors及び株式会社Care Technologyは当社の完全子会社であるため、本吸収合併に際して当社は株式その他の対価の交付は行いません。また、本吸収合併による当社の資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

#### (2) 本吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

#### (3) 株式会社X Investorsの最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 事業報告

自 2021年9月1日

至 2022年8月31日

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策の効果や経済活動の段階的な再開により景気回復の兆しが見えつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格や物価の高騰の懸念等、景気の先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、国内の人材市場については緩やかな回復が続いており、厚生労働省調査による2022年8月の有効求人倍率が前年同月比で0.18ポイント上昇し、1.32倍となりました。

当社の事業領域と関連の高い投資不動産市場におきましては、低金利を背景に、国内不動産に対する投資意欲は依然旺盛に推移しております。

このような事業環境下におきまして、当社は主に全国の会社員・公務員を対象に、東京23区及び横浜駅・川崎駅の駅近物件を投資目的として販売する事業を運営しております。また、不動産を活用した資産形成術をセットでお客様に価値提供するサービス、「VESTA (ベスタ)」を展開いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高9,046千円（前期は売上高1,181千円）、営業損失17,614千円（前期は営業損失7,733千円）、経常損失17,444千円（前期は経常損失8,056千円）、当期純損失は△17,514千円（前期は純損失8,073千円）となりました。

##### ②資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

	2021年8月期 (第1期)	2022年8月期 (第2期)
売上高 (千円)	1,181	9,046
経常利益 (△経常損失) (千円)	△8,056	△17,444
当期純利益 (△当期純損失) (千円)	△8,073	△17,514
1株当たり当期純利益 (円)	△40,369.30	△87,572.44
総資産 (千円)	7	5,929
純資産 (千円)	△8,073	△15,588

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ①重要な親会社の状況

名 称	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 Branding Engineer	139,589千円	100%	エンジニアプラットフォームサービス マーケティングプラットフォームサービス

## ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき中期的な課題は以下の通りであると考えます。

## ①借入金利

対象者が会社員・公務員のため、ほとんどの方が融資を用いて取り組まれています。現状は提携している金融機関がなく、ユーザーに優遇金利での案内ができない状態となっています。

借入金利が高い分、物件価格を抑えての提案が可能であればユーザーメリットを十分に打ち出すことができますが、現状は仕入れも弱いため価格を抑えるのも難しい状態です。

金融機関の提携に関しては、販売実績に伴い解消されることから、物件仕入れが弱いことを一番の事業課題として捉えております。

## (5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業の種別	内 容
投資用不動産販売事業	不動産の販売および仲介事業

## (6) 主要な営業所 (2022年8月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	0名	0名増	—	—
女性	0名	—	—	—
計	0名	0名増	—	—

(注) 1. 従業員人数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

(8) 主要な借入先 (2022年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式に関する状況 (2022年8月31日現在)

- ① 発行可能株式の総数 普通株式800株
- ② 発行済株式の総数 普通株200株
- ③ 株主数 1名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率 (%)
	普通株式(株)	
株式会社Branding Engineer	200	100.00

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	石川 周平	—
取締役	河端 保志	株式会社Branding Engineer の代表取締役CEO TSRソリューションズ株式 会社 取締役
取締役	高原 克弥	株式会社Branding Engineer の代表取締役COO TSRソリューションズ株式 会社 取締役

② 取締役の報酬等の総額：9,000千円

# 貸 借 対 照 表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	5,250	流 動 負 債	21,517
現金及び預金	4,945	未 払 金	917
売 掛 金	100	関係会社未払金	260
前 払 費 用	47	短 期 借 入 金	20,000
そ の 他	157	そ の 他	339
固 定 資 産	678	負 債 合 計	21,517
有形固定資産	78	( 純 資 産 の 部 )	
投資その他資産	600	株 主 資 本	△15,588
		資 本 金	10,000
		利 益 剰 余 金	△25,588
		その他利益剰余金	△25,588
		繰越利益剰余金	△25,588
		純 資 産 合 計	△15,588
資 産 合 計	5,929	負 債 純 資 産 合 計	5,929

# 損 益 計 算 書

自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,046
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		9,046
販売費及び一般管理費		26,660
営 業 利 益		△17,614
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	264	264
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	94	94
経 常 利 益		△17,444
税 引 前 当 期 純 利 益		△17,444
法人税、住民税及び事業税	70	70
法 人 税 等 調 整 額	—	—
当 期 純 利 益		△17,514

## 株主資本等変動計算書

自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準 備金	利益準 備金	その他 利 益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
2021年9月1日残高	10,000	-	-	△8,073	△8,073	1,926
事業年度中の 変 動 額						
当期純利益				△17,514	△17,514	△17,514
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	△17,514	△17,514	△17,514
2022年8月31日 残高	10,000	-	-	△25,588	△25,588	△15,588

	純資産合計
2021年9月1日残高	1,926
事業年度中の 変動額	
当期純利益	△17,514
事業年度中の 変動額合計	△17,514
2022年8月31日 残高	△15,588

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 20,260千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用（販売費及び一般管理費） 2,550千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	200株	—	—	200株

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 5. 税効果会計に関する注記

該当事項はありません。



6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) の 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	(株)Branding Engineer	(被所有) 直接100%	役 員 の 兼 務	運 転 資 金 の 借 入	20,000	短期借入金	20,000

(2) 兄弟会社等

株式会社2 Hundred

株式会社Care Technology

TSRソリューションズ株式会社

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

△77,941円74銭

(2) 1株当たり当期純利益

△87,572円44銭

(4) 株式会社Care Technologyの最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 事業報告

自 2021年9月1日

至 2022年8月31日

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策の効果や経済活動の段階的な再開により景気回復の兆しが見えつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格や物価の高騰の懸念等、景気の先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、国内の人材市場については緩やかな回復が続いており、厚生労働省調査による2022年8月の有効求人倍率が前年同月比で0.18ポイント上昇し、1.32倍となりました。

このような事業環境下におきまして、当社は障害者向けの在宅介護サービスである重度訪問介護・居宅介護事業を展開しておりましたが、当事業年度においては事業撤退を行いました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高11,991千円（前期は売上高0千円）、営業損失19,256千円（前期は営業損失10,607千円）、経常損失19,745千円（前期は経常損失11,439千円）、当期純損失は16,915千円（前期は純損失11,475千円）となりました。

##### ②資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

	2021年8月期 (第1期)	2022年8月期 (第2期)
売上高 (千円)	0	11,991
経常利益 (△経常損失) (千円)	△11,439	△19,745
当期純利益 (△当期純損失) (千円)	△11,475	△16,915
1株当たり当期純利益 (円)	△57,375.39	△84,578.59
総資産 (千円)	2,830	5,806
純資産 (千円)	△1,475	△18,390

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

名 称	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 Branding Engineer	139,589千円	100%	エンジニアプラットフォームサービス マーケティングプラットフォームサービス

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき中期的な課題は以下の通りであると考えます。

①ホームヘルパーの確保

ホームヘルパーの獲得が最重要課題となっています。ホームヘルパー獲得は、求人広告・SNSをはじめとした応募経路を拡充する点、応募から面談設定から面談実施後サービス稼働までの仕組みづくりまでを行う点が必須となっているためです。

顧客獲得に関しては、反響件数は日々増加していますが対応できるホームヘルパーが不足しており、断らざるを得ない状況が起きている状況です。

反響件数が頭打ちになるほど採用を充足させていくことが事業課題と捉えております。

(5) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

なし

(6) 主要な営業所（2022年8月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（2022年8月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	0名	1名減	—	—
女 性	0名	1名減	—	—
計	0名	2名減	—	—

(注) 従業員人数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

- (8) 主要な借入先（2021年8月31日現在）  
該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式に関する状況（2022年8月31日現在）

- ① 発行可能株式の総数 普通株式800株
- ② 発行済株式の総数 普通株200株
- ③ 株主数 1名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率 (%)
	普通株式（株）	
株式会社Branding Engineer	200	100.00

- (2) 新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	山田 祐介	—
取締役	河端 保志	株式会社Branding Engineerの代表取締役CEO TSRソリューションズ株式会社 取締役
取締役	高原 克弥	株式会社Branding Engineerの代表取締役COO TSRソリューションズ株式会社 取締役

- ② 取締役の報酬等の総額：5,244千円

## 貸 借 対 照 表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	5,806	流動負債	24,197
現金及び預金	5,507	未払金	581
前 払 費 用	296	関係会社未払金	302
未 収 入 金	2	未払法人税等	70
		短期借入金	23,000
		その他	243
		負債合計	24,197
		( 純 資 産 の 部 )	
		株主資本	△18,390
		資本金	10,000
		利益剰余金	△28,390
		その他利益剰余金	△28,390
		繰越利益剰余金	△28,390
		純 資 産 合 計	△18,390
資 産 合 計	5,806	負 債 純 資 産 合 計	5,806

# 損 益 計 算 書

自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,991
売 上 原 価		3,154
売 上 総 利 益		8,836
販売費及び一般管理費		28,092
営 業 利 益		△19,256
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
雑 収 入	9	9
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	134	
雑 損 失	364	498
経 常 利 益		△19,745
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	2,900	2,900
税 引 前 当 期 純 利 益		△16,845
法人税、住民税及び事業税	70	
法 人 税 等 調 整 額	-	70
当 期 純 利 益		△16,915

# 株主資本等変動計算書

自 2021年9月1日

至 2022年8月31日

(単位：千円)

	資本金	株主資本				株主資本 合計
		資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2021年9月1日 残高	10,000	—	—	△11,475	△11,475	△1,475
事業年度中の 変動額						
当期純利益				△16,915	△16,915	△16,915
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	△16,915	△16,915	△16,915
2022年8月31日 残高	10,000	—	—	△28,390	△28,390	△18,390

	純資産合計
2021年9月1日残高	△1,475
事業年度中の変動額	
当期純利益	△16,915
事業年度中の変動額合計	△16,915
2022年8月31日残高	△18,390

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債務

23,302千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用（販売費及び一般管理費）

2,550千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	200株	—	—	200株

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 5. 税効果会計に関する注記

該当事項はありません。



6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権の 所 有 (被所有) の 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	(株)Branding Engineer	(被所有) 直接100%	役員 の 兼 務	運転資金 の借入	23,000	短期 借 入 金	23,000

- (2) 兄弟会社等  
株式会社2 Hundred  
株式会社Care Technology  
TSRソリューションズ株式会社

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額  $\Delta$ 91,953円98銭  
(2) 1株当たり当期純利益  $\Delta$ 84,578円59銭

(5) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

- (ア) 当社と株式会社ブランディングエンジニアとの吸収分割契約の締結第6号議案をご参照ください。  
(イ) 新設分割計画書の承認第7号議案をご参照ください。

(6) 本吸収合併の効力が生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社、株式会社X Investors及び株式会社Care Technologyの2022年8月31日現在の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下の通りであり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

当社：資産の額：2,306百万円 負債の額：1,530百万円 純資産の額：776百万円

株式会社X Investors：資産の額：5百万円 負債の額：21百万円 純資産の額： $\Delta$ 15百万円

株式会社Care Technology：資産の額：5百万円 負債の額：24百万円 純資産の額： $\Delta$ 18百万円

また、本吸収合併の効力発生日までにいずれの会社においても資産及び負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本吸収合併後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

## 第6号議案 吸収分割契約の承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社グループは「Break The CommonSense」を経営ビジョンに掲げ、フリーランスエンジニアのマッチングサービスであるMidworksなど、エンジニアの価値向上を目指すとともに、国内におけるITエンジニアの人材不足を解決するサービスを中心とした、各種ソリューションを提供しております。

更なる成長ならびに飛躍のため、新規事業の開発やグループ戦略機能を担う持株会社と、戦略を実行する事業会社を分離することで、グループ経営の機動性・柔軟性を高め、迅速な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する検討及び準備を進めることを決定いたしました。

本吸収分割は、持株会社化の一環として行われるものです。

### 2. 吸収分割契約の内容の概要

#### 吸収分割契約書

株式会社Branding Engineer（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目22-3渋谷東口ビル6F、以下「甲」という。）と株式会社ブランディングエンジニア（住所：東京都渋谷区渋谷二丁目22-3渋谷東口ビル6F、以下「乙」という。）は、甲のエンジニアプラットフォームサービス事業に（以下「本件事業」という。）関して有する権利義務を分割し、乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり契約を締結する。

#### （吸収分割）

第1条 甲及び乙は、甲が本件事業に関して有する権利義務の全部を乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

#### （商号及び住所）

第2条 本件分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- ① 吸収分割会社（甲） 商号：株式会社Branding Engineer  
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目22-3渋谷東口ビル6F
- ② 吸収分割承継会社（乙） 商号：株式会社ブランディングエンジニア  
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目22-3渋谷東口ビル6F

#### （吸収分割に際し交付する株式等）

第3条 乙は、本件分割に際して、甲に何らの対価も交付しない。

#### （資本金及び準備金の額）

第4条 本件分割に際して乙の資本金及び資本準備金は増加しない。

#### （承継する権利義務）

第5条 乙は、本件分割により、別紙承継権利義務目録記載の甲の営む本件事業に関

する資産、債務、その他の権利義務の全部を甲より承継する。

- 2 本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

(効力発生日)

第6条 本件分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、令和5年6月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

2 本契約は、本件分割の効力発生日の前日までに、本件分割について甲の株主総会の決議による承認が得られない場合にはその効力を失う。

3 本件分割は、以下の各号に掲げる事由のいずれもが充足することを条件として、その効力が生じるものとする。

- (1) 甲、及び株式会社Care Technology及び株式会社X Investors間の令和4年10月28日付吸収合併契約に基づく吸収合併の効力が発生していること

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上これを行うものとする。

(競業禁止)

第8条 甲は、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

(条件の変更等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、本件吸収分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件分割に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有するものとする。

令和4年10月28日

東京都渋谷区渋谷二丁目22-3 渋谷東口ビル6F

(甲) 株式会社Branding Engineer

代表取締役 河端 保志

代表取締役 高原 克弥

別紙

## 承継権利義務目録

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価について、令和4年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これにその効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

- ① 本件事業に属する現金及び預金の一切。但し、株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門が管理する現金及び預金を除く。
- ② 本件事業に属する売掛金、仕掛品、貯蔵品、前払費用、関係会社短期貸付金、未収入金、その他の流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

- ・本別紙・3「承継する契約上の地位」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動資産。
- ・本別紙・1「承継する資産」(1)の定めにより、甲から乙に承継されない関係会社株式又は出資金を発行する会社(子会社)に関する流動資産。

#### (2) 固定資産

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

- ・その他株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門が管理する固定資産。

### 2. 承継する負債

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

- ・本別紙3「承継する契約上の地位」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する負債。
- ・その他、株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門に関する負債（長期借入金を含む。）

### 3. 承継する契約上の地位

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に係る一切の契約における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

但し、以下のものを除く。

- (1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (2) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約（4）証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 会社役員賠償責任保険契約
- (7) 乙に承継されない資産及び債務に附帯又は関連する契約（乙に承継されない関係会社株式又は出資金を発行する会社に対する貸付に関する契約、役員及び従業員に対する貸付金に関する契約、グループ運営に関する事業部門が管理する貸付及び関係会社の信用補完に関して締結された契約を含む。）

### 4. 承継する許認可等

本件事業に関して甲が取得している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

### 5. 承継する争訟に関する権利義務等

本件事業に関する紛争、及び甲が原告又は被告となっている訴訟等の前提となっている権利義務のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

### 3. 会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く）に掲げる事項の内容

#### (1) 分割対価の相当性に関する事項

##### ① 対価の総数に関する事項

株式会社ブランディングエンジニアは、本吸収分割に際して、何らの対価も交付いたしません。当社は株式会社ブランディングエンジニアの発行済株式の全部を有していることから相当であると判断しております。

##### ② 吸収分割により増加する株式会社ブランディングエンジニアの資本金及び

準備金等の額に関する事項

本吸収分割により株式会社ブランディングエンジニアの資本金及び準備金は変動いたしません。

- ③ 新株予約権に該当する事項  
該当事項はございません。

(2) 吸収分割承継会社の設立の日における貸借対照表

株式会社ブランディングエンジニアの第一事業年度は、会社設立の日である2022年9月20日より2023年8月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了していませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成していません。以下に、株式会社ブランディングエンジニアの設立の日の貸借対照表を記載しております。

貸借対照表

2022年9月20日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 純 資 産 の 部 )	
流 動 資 産	20,000	株 主 資 本	20,000
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	10,000
		純 資 産 合 計	20,000
資 産 合 計	20,000	負 債 純 資 産 合 計	20,000

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

株式会社ブランディングエンジニアには、会社設立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

(ア) 当社と子会社2社との吸収合併契約の締結

第5号議案をご参照ください。

(イ) 新設分割計画書の承認

第7号議案をご参照ください。

(5) 当社の本吸収分割の効力が生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関

## する事項

当社の2022年8月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,306百万円、負債の額は1,530百万円、純資産の額は776百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、当社が株式会社ブランディングエンジニアに対して移転する資産の額は860百万円、負債の額は526百万円となる見込みです。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

### (6) 株式会社ブランディングエンジニアの本吸収分割の効力が生ずる日以降における当社から承継された債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割により、株式会社ブランディングエンジニアが当社から承継する資産の額は上記(5)で述べたように860百万円、負債の額は526百万円となる見込みです。また、本吸収分割の効力発生日までに株式会社ブランディングエンジニアの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本吸収分割後における株式会社ブランディングエンジニアの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、株式会社ブランディングエンジニアの収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、株式会社ブランディングエンジニアが当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

## 第7号議案 新設分割計画の承認の件

### 1. 新設分割を行う理由

本新設分割は、持株会社化の一環として行われるものです。持株会社化の目的・意義については、上記第6号議案 1.をご参照ください。

### 2. 新設分割計画の内容の概要

#### 新設分割計画書

株式会社Branding Engineer（以下「甲」という。）は、甲のマーケティングプラットフォームサービス事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の全部を、新設する株式会社Digital Arrow Partners以下「乙」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり計画する（以下「本件計画」という。）。

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙1定款写しのとおりとする。

第2条 乙は、本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、本件分割に際して普通株式200株を発行し、これを甲に交付する。

第3条 乙の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 金1,000万円
2. 資本準備金の額 金0円

第4条 乙は、本件分割により、別紙2承継権利義務目録記載の甲の営む本件事業に関する資産、債務、その他の権利義務の全部を甲より承継する。

- 2 前項の規定に基づく本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第5条 乙の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 高原 克弥

第6条 乙の本店所在場所は、次のとおりとする。

東京都渋谷区二丁目2-3渋谷東口ビル6F

第7条 乙の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、令和5年6月1日とする。ただし、手続の進行上必要のある場合は、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第8条 本件分割は、下記の吸収合併の効力が発生することを条件としてその効力が生じるものとする。

- (1) 甲、株式会社Care Technology及び株式会社X Investors間の令和4年10月28日付吸収合併契約に基づく吸収合併

第9条 甲は、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義



務を負わないものとする。

第10条 本件計画は、当社の株主総会における承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

上記計画を証するため、本書を作成する。

令和4年10月28日

東京都渋谷区渋谷二丁目2-3渋谷東口ビル6F

(甲) 株式会社Branding Engineer

代表取締役 河端 保志

代表取締役 高原 克弥

別紙1 株式会社Digital Arrow Partners 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社Digital Arrow Partnersと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ITコンサルティング
2. 広告代理店
3. 経営コンサルタントおよび各種マーケティング業務
4. 損害保険代理業およびその仲介業、生命保険募集およびその仲介業
5. 情報処理・情報提供サービス
6. コンピュータソフトウェアの開発および販売
7. 各種イベントの企画・運営代行業
8. 各種マーケティング業務
9. アプリケーション、ウェブサイト、システムおよびデザイン等の制作事業
10. 国内および海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究およびそれらの情報提供業務
11. EC（電子商取引）サイトの企画、制作、運営および管理
12. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときもその事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当社は当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役CEOがこれを招集する。複数の取締役を置く場合は、取締役の過半数の決定により、取締役CEOがこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役CEOがこれに当たる。取締役CEOに事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは株主総会において出席株主中から選出する。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から10年間備え置くものとする。

## 第4章 取締役

(員数)

第22条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及びCEO)

第25条 当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、株主総会の決議により定める。

2 代表取締役は、CEOとし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら取締役CEOが執行する。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第6章附則

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和5年8月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 別紙2

### 承継権利義務目録

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価について、令和4年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

- ① 本件事業に属する現金及び預金の一切。但し、株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門が管理する現金及び預金を除く。
- ② 本件事業に属する売掛金、仕掛品、貯蔵品、前払費用、関係会社短期貸付金、未収入金、その他の流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

- ・本別紙2・3「承継する契約上の地位」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動資産。
- ・本別紙2・1「承継する資産」(1)の定めにより、甲から乙に承継されない関係会社株式又は出資金を発行する会社(子会社)に関する流動資産。

##### (2) 固定資産

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

- ・その他株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門が管理する固定資産。

#### 2. 承継する負債

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

但し、以下のものを除く。

- ・本別紙2・3「承継する契約上の地位」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する負債。
- ・その他、株式又は持分を有する子会社の事業活動に対する支配又は管理に関する事業及びグループ運営に関する事業部門に関する負債（長期借入金を含む。）

### 3. 承継する契約上の地位

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に係る一切の契約における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

但し、以下のものを除く。

- (1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (2) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- (4) 会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 会社役員賠償責任保険契約
- (7) 乙に承継されない資産及び債務に附帯又は関連する契約（乙に承継されない関係会社株式又は出資金を発行する会社に対する貸付に関する契約、役員及び従業員に対する貸付金に関する契約、グループ運営に関する事業部門が管理する貸付及び関係会社の信用補完に関して締結された契約を含む。）

### 4. 承継する許認可等

本件事業に関して甲が取得している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

### 5. 承継する争訟に関する権利義務等

本件事業に関する紛争、及び甲が原告又は被告となっている訴訟等の前提となっている権利義務のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

### 3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

- (1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

①本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項  
新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件分割は、当社が単独で行う新設分割である

ことから、割当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設分割設立会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されます。そこで当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理および新設分割設立会社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

#### ②新設分割設立会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金および準備金の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産等および今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第3条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

- (2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項  
該当事項はありません。

- (3) 当社の本新設分割の効力が生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2022年8月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,306百万円、負債の額は1,530百万円、純資産の額は776百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本新設分割により、当社が株式会社 Digital Arrow Partnersに対して移転する資産の額は74百万円、負債の額は54百万円となる見込みです。また、本新設分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本新設分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

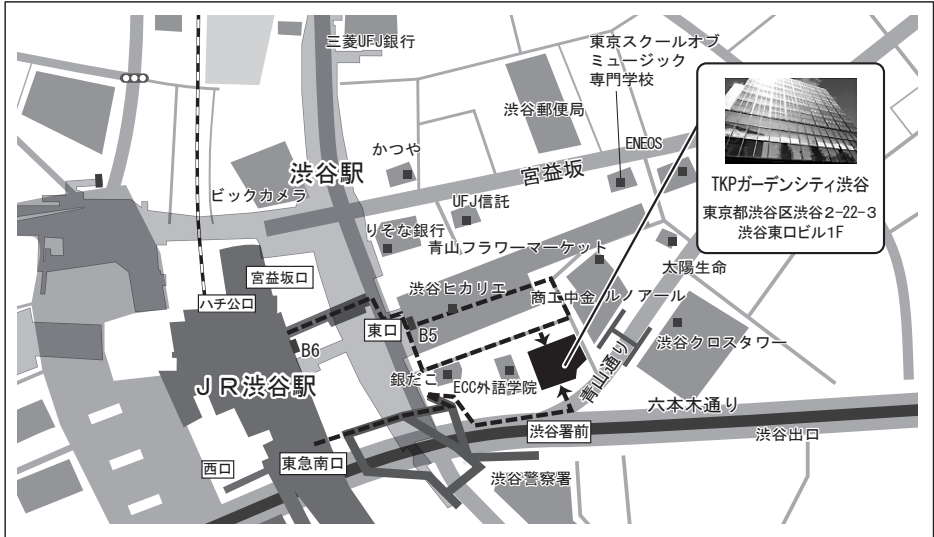
以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本新設分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

- (4) 株式会社 Digital Arrow Partnersの本新設分割の効力が生ずる日以降における当社から承継された債務の履行の見込みに関する事項

本新設分割により、株式会社 Digital Arrow Partnersが当社から承継する資産の額は上記(3)で述べたように74百万円、負債の額は54百万円となる見込みです。また、本新設分割の効力発生日までに株式会社 Digital Arrow Partnersの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本新設分割後における株式会社 Digital Arrow Partnersの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、株式会社 Digital Arrow Partnersの収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、株式会社 Digital Arrow Partnersが当社から承継する債務については、本新設分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

## 株主総会会場ご案内図



住所	東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル 1F TKPガーデンシティ渋谷 ホールB
交通	<p>J R 山手線 / J R 埼京線 / J R 湘南新宿ライン / 東京メトロ銀座線 / 東京メトロ半蔵門線 / 東京メトロ副都心線 / 東急東横線 / 東急田園都市線 各線 渋谷駅</p> <p>J R 山手線渋谷駅東口徒歩 2分          J R 埼京線渋谷駅東口徒歩 3分          J R 湘南新宿ライン渋谷駅東口徒歩 3分          東京メトロ銀座線渋谷駅徒歩 3分          東京メトロ半蔵門線渋谷駅 B 5 番出口徒歩 5分          東京メトロ副都心線渋谷駅 B 5 番出口徒歩 5分          東急東横線渋谷駅 B 5 番出口徒歩 5分          東急田園都市線渋谷駅 B 5 番出口徒歩 5分</p> <p>※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。</p>